

住宅政策本部へ寄せられた都民の声(令和4年4月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
0	1	15	6	5	8	1	36

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

▶(都民の声)優良建築物等整備事業などについての質問

以下の項目についてメールで回答をお願いします。

- ①優良建築物等整備事業について概要を教えてください。
- ②国・東京都・市区町村のそれぞれの補助要綱を教えてください。要綱の電子データがあればメールにて送付してください。
- ③国・東京都・市区町村の補助メニューについて、共通点・相違点を教えてください。
- ④高度利用地区の概要について教えてください。
- ⑤説明用資料があれば電子データで送付してください。

▶(対応)

このたび、優良建築物等整備事業等についてご質問いただきました件につきまして回答させていただきます。

- ①優良建築物等整備事業について概要を教えてください。

国の優良建築物等整備事業(社会資本整備総合交付金)については、以下のとおりです。

概要:市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

国ホームページ:タイプ別概要説明資料、要綱等掲載

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000080.html

②国・東京都・市区町村のそれぞれの補助要綱を教えてください。要綱の電子データがあればメールにて送付してください。

- ・国の要綱については、前述の国のホームページにてご確認ください。
- ・東京都の要綱については、ホームページに掲載するよう現在準備中です。
- ・区市町村の要綱については、各自治体にお問い合わせください。

③国・東京都・市区町村の補助メニューについて、共通点・相違点を教えてください。

・東京都は、「東京都都市居住再生促進事業」として、国の事業「優良建築物等整備事業」と「都心共同住宅供給事業」の二つの事業に対応するかたちで実施していますが、国の「優良建築物等整備事業」のうち、「都市再構築型優良建築物等整備事業」などの補助メニューは対応していないなど、対象メニューに相違点があります。

・区市町村は、国、都事業での補助メニューのうち、全てを実施しているわけではありません。詳細は各区市町村にお問い合わせください。

都HP(東京都マンションポータルサイト)事業の説明ページ

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/33joseiseido.html>

問合せ先:住宅政策本部民間住宅部マンション課都市居住促進担当 (03-5320-4941)

④高度利用地区の概要について教えてください。

⑤説明用資料があれば電子データで送付してください。

高度利用地区は、東京都及び各区市町における土地利用計画の位置付けに基づき、当該地区の土地利用の状況及び将来の動向、周辺市街地の土地利用の動向等の地区の特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として指定するものです。

東京都では、区部において157地区、多摩部において33地区が高度利用地区に指定されています(令和3年3月31日時点)。

都HP:

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/new_ctiy/katsuyo_hoshin/koudo_riyuu_1904.html

問合せ先:都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課土地利用担当 (03-5388-3262)

【回答:①～③は住宅政策本部 ④、⑤は都市整備局】